


農地中間管理事業と遊休農地対策制度 に関する事務手順書

平成29年7月改訂版

 公益社団法人秋田県農業公社

(秋田県農地中間管理機構)

農地中間管理事業と遊休農地対策制度に関する事務手順書

目 次

第1	農地中間管理事業を利用する意思がある農地の手続きについて（法第35条関係）	1
1	農業委員会の通知	1
2	借入適否の判定	1
3	判定結果の通知	2
第2	農業委員会が勧告を行った農地の手続きについて（法第36条関係）	3
1	農業委員会の通知	3
2	所有者等に対する借入協議及び調整	3
3	裁定の申請	3
4	裁定の通知	3
第3	所有者等を確知できない農地の手続きについて（法第43条関係）	3
1	農業委員会の通知	3
2	受け手に対する協議及び調整	3
3	裁定の申請	4
4	裁定の通知	4
5	供託	4
第4	農地中間管理事業を利用する意思がない農地の手続きについて（運用通知第3の4関係）	4
1	農業委員会の通知	4
2	借入適否の判定	4
3	判定結果の通知	5
第5	様式例等の変更	6
第6	その他	6
	業務の流れ（全体、勧告・裁定）	7
	様式集	10
	参考資料	45
	I 農地中間管理事業規程	
	II 農地中間管理事業農用地等借受希望者募集要領	

農地中間管理事業と遊休農地対策制度に関する事務手順書(以下「手順書」という。)は、「農地法」(昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。),「法施行令」(昭和 27 年政令第 445 号)、法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B 404)及び「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号。以下「運用通知」という。)に基づき、利用意向調査の結果、農業委員会から公益社団法人秋田県農業公社(以下「公社」という。)に対して情報提供される農地の借入等に関する事務手続き事項を定めたものである。

第 1 農地中間管理事業を利用する意思がある農地の手続きについて (法第 35 条関係)

1 農業委員会の通知

法第 35 条第 1 項の規定に基づき、利用意向調査に係る農地の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明がなされた場合は、様式第 1 号により、農業委員会は公社に対して当該農地の情報を通知するものとする。

なお、様式第 1 号の作成にあたり、農業委員会は、秋田県農地中間管理事業推進チーム(以下「推進チーム」という。)に対して、当該農地に係る次の事項の確認を依頼する。推進チームは、農業委員会からの依頼を受け、各市町村、土地改良区等に確認の上、回答するものとする。

- 基盤整備事業の実施予定・調査計画の有無
- 各種交付金(日本型直接支払制度、経営所得安定対策等)の対象の有無
- 「秋田県農地中間管理事業規程(以下「事業規程」という。)」第 3 条 7 項に規定する借受希望者の募集に応じた者(以下「受け手」という。)の当該農地に係る借受けの意向等

様式の提出にあたっては、当該農地の現状がわかる資料(図面・写真等)を添付する。

2 借入適否の判定

(1) 農地情報の確認

公社は、農業委員会からの通知内容を確認した上で、必要に応じて、様式第 2 号により、農業委員会等への聞き取りや現場調査等を行い、借入の適否を判定する。

(2) 取得する農地の判定方法

公社は、農業委員会から通知のあった農地情報を精査し、原則、事業規程第 2 条に規定する農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するか否かを判断するとともに

に、別紙に定める「借入適否の判定方法について」により判定する。

なお、当該農地の判定にあたっては、①農地中間管理事業（関連する基盤整備事業を含む）が有効に活用されること（事業実施の妥当性）、②将来的に面的な集積が期待できること（面的集積の可能性）、③収益の見込める耕作が実現できる可能性があること（受け手のニーズとの合致性）の3つの視点を考慮する。

【判定区分】

- ア 適合 : 公社は、所有者等と借入に向けた協議を開始
- イ 不適合A : 所有者等の希望に応じ、貸付希望リストに当該農地を登録の上、ホームページ等で公開し受け手を募集
- ウ 不適合B : 農地中間管理事業による借入は不可。再度、農業委員会が、利用調整を実施

3 判定結果の通知

公社は、様式第3号・4号により、判定結果を農業委員会及び委託者に通知するとともに、様式第5号により、所有者等に通知する。

(1) 適合の場合

公社は、様式第5-1号により、当該農地の所有者等に対して借入協議に入る旨を通知するとともに、「農地中間管理権の取得に向けた手続きの流れ」を併せて送付する。

所有者等は、通知受領後3か月以内に所定の手続きを行う。

(2) 不適合Aの場合

公社は、様式第5-2号により、当該農地の所有者等に対して農地中間管理権を取得せず、貸付希望リストに登録する旨を通知するとともに、「貸付希望リストの留意点について」を併せて送付する。

所有者等は、貸付希望リストへの登録を希望しない場合、通知受領後1か月以内に所定の手続きを行う。

(3) 不適合Bの場合

公社は、様式第5-3号により、当該農地の所有者等に対して農地中間管理権を取得しない旨を通知する。なお、今後、当該農地の利用については、農業委員会で、利用調整等を行う。

第2 農業委員会が勧告を行った農地の手続きについて（法第36条関係）

1 農業委員会の通知

法第36条第2項の規定に基づき、農業委員会が所有者等に対して勧告を行った場合、様式第9号により、農業委員会は、公社に対してその旨を通知するものとする。

なお、通知に当たり、農業委員会は、本文第1の1に準じ必要事項を様式第9号に記入するとともに、当該農地の現状がわかる資料（図面・写真等）を添付する。

2 借入に向けた協議

公社は、様式第10号・11号により、農業委員会及び委託者に対して農地中間管理権の取得に関する協議・借入手続きの対応を依頼するとともに、当該農地の所有者等に借入に向けた協議を申し入れるものとする。

3 裁定に関する検討

勧告があった日から起算して2か月以内に所有者等との協議が整わず、又は協議を行うことができない場合、公社は、推進チームと連携し、裁定に関する検討を行う。

4 裁定の申請

公社は、様式第12号・13号により、上記の検討の結果を農業委員会及び委託者に通知することとし、裁定の申請が妥当と認められる場合、様式第14号により、勧告があった日から起算して6か月以内に、秋田県(以下「県」という。)に対して農地中間管理権の設定に関し裁定を申請することができるものとする。

5 裁定の通知

法第40条第1項の規定に基づき、県が裁定を公告し、公社に対して農地中間管理権の設定に関する契約締結を通知した場合、公社は、農業委員会及び委託者に対してその旨を通知するものとする。

なお、当該農地は、受け手とマッチングできるまで公社が最大3年間中間保有するものとする。

第3 所有者等を確認できない農地の手続きについて（法第43条関係）

1 農業委員会の通知

法第32条第3項（第33条第2項において読み替えて準用する場合を含む）の規定に基づき、農業委員会が公示を行い、同条同項第3号の規定による申し出がない場合、法第43条第1項の規定に基づき、農業委員会は、様式第15号により、公社に対してその旨を通知するものとする。

なお、通知に当たり、農業委員会は、本文第1の1に準じ必要事項を様式第15号に記入するとともに、当該農地の現状がわかる資料（図面・写真等）を添付する。

2 借入適否の判定

(1) 農地情報の確認

公社は、農業委員会からの通知内容を確認した上で、必要に応じて、様式第2号により、農業委員会等への聞き取りや現場調査等を行い、借入の適否を判定する。

(2) 取得する農地の判定方法

公社は、農業委員会から通知のあった農地情報を精査し、本文第1の2に準じ判断し、判定する。

3 判定結果の通知

公社は、様式第18号・19号により、判定結果を農業委員会及び委託者に通知する。

4 裁定の申請

法第43条第1項の規定に基づき、農業委員会が様式第15号を通知した日から4か月以内に、公社は、様式第20号により、県に対して利用権の設定に関し裁定を申請することができるものとする。

5 裁定の通知

法第43条第3項の規定に基づき、県が裁定を公告し、公社に対して利用権の設定に関する契約締結を通知した場合、公社は、農業委員会及び委託者に対してその旨を通知するものとする。

なお、当該農地は、受け手とマッチングできるまで公社が最大3年間中間保有するものとする。

6 供託

法第43条第4項の規定に基づき、公社が利用権を取得した場合、同条第5項の規定に基づき、公社は、当該利用権の始期までに裁定で定められた補償金を当該農地の所有者等のために供託するものとする。なお、供託所は、当該農地の所在地を管轄する法務局とし、手続き等については、委託者と連携して当該法務局と事前に協議を行うものとする。

第4 農地中間管理事業を利用する意思がない農地の手続きについて（運用通知第3の4関係）

1 農業委員会の通知

運用通知第3の4の(3)の規定に基づき、利用意向調査対象農地のうち所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった農地以外について、農業委員会は、様式第6号により、公社に対して当該農地の情報を通知するものとする。

なお、通知に当たり、農業委員会は、本文第1の1に準じ必要事項を様式第6号に記入するとともに、当該農地の現状がわかる資料（図面・写真等）を添付する。

2 借入適否の判定

(1) 農地情報の確認

公社は、農業委員会からの通知内容を確認した上で、必要に応じて、様式第2号により、農業委員会等への聞き取りや現場調査等を行い、借入の適否を判定する。

(2) 取得する農地の判定方法

公社は、農業委員会から通知のあった農地情報を精査し、本文第1の2に準じ判断し、判定する。

3 判定結果の通知

公社は、様式第7号・8号により、判定結果を農業委員会及び委託者に通知する。

(1) 適合の場合

公社は、当該農地について、農地中間管理権の取得に適合した農地である旨を通知別紙の一覧表に記載する。なお、当該農地は、翌年の農地パトロールで意向どおりに利用されていないことが確認できた場合、勧告の対象となることから、農業委員会が所有者等に対して勧告を行った際は、本文第2に準じ手続きすることとする。

(2) 不適合の場合

公社は、当該農地について、農地中間管理権の取得に不適な農地である旨を通知別紙の一覧表に記載する。なお、当該農地は、勧告の対象外となるが、今後の当該農地の利用については、農業委員会で、利用調整等を行う。

第5 様式例等の変更

公社は、様式について、より円滑な事務処理が行えると判断した場合は、農業委員会等と協議の上、当該様式等を変更することができるものとする。

ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

第6 その他

この要領に定めのない事項については、農業委員会等と協議の上、決定するものとする。

ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

附 則

この手順書は、平成 29 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この手順書は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。